

解約手続き等の遵守事項

株式会社ジェイエーアメニティーハウス

1. 【解約申込について】

□解約は1カ月前予告となっています。解約日は最短解約日以降をご指定ください。

例) 解約申出日 2021年5月15日→最短解約日 2021年6月14日

□解約申込を当社が受理した場合、撤回及び変更はできません。また、契約者ご本人様からのお申し込みとし、ご本人様からでない場合、無効となります。

□解約日が未定の場合、解約受付はできません。

□住宅の貸室賃貸借契約の他、別途駐車場をご契約いただいている方は、住宅のご解約と同時に駐車場もご解約となります。

□解約月の賃料等については、1ヶ月分を通常通りお支払い下さい。精算時に解約日以降の賃料を日割り計算しご返金いたします。

□お部屋を解約される場合、解約日までに弊社立会担当者と貸室の退去立会が必要になります。なお、希望されない場合や駐車場の退去立会はありません。

□退去立会日時を確定して頂いた後は、トラブルの原因となりますので変更は受け付けておりません。ゆとりを持って、退去立会日時をお決めください。

□退去立会日時は、先着順にてご予約をいただいておりますのでお早めにご予約をお願いします。また、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

詳しくは **2. 【退去立会い】** をご確認ください。

□退去の際に不要になった家具等の廃棄物を共用スペースに放置していかないで下さい。

必ず自治体の清掃部署に確認の上、ご自身で処分をお願いします。ご解約日以降は、「粗大ごみ」は一切出せません。

□ご入居様がつけられたエアコン・照明器具等も退去立会日（明渡し日）までに撤去してください。

□退去立会日（明渡し日）以降に残留した動産は弊社で撤去処分し、その際発生した費用についてはご契約者様へご請求致します。

(個人契約の解約手続き方法)

電話・FAX でのでは解約受付はできません。WEB もしくはご持参・郵送での解約手続きをお願いします。

WEB での解約手続き

電子署名完了日が解約受付日となり、解約受付日より 1 カ月間後が最短解約日となります。

例) 2021 年 5 月 15 日に電子署名→最短解約日 2021 年 6 月 14 日

ご持参・郵送での解約手続き

ご持参の場合はご持参された日、郵送の場合は消印日が解約受付日となります。受付日より 1 カ月間後が最短解約日となります。

例) ご持参日・消印日 2021 年 05 月 15 日→最短解約日 2021 年 6 月 14 日

(法人契約の解約手続き)

電話・WEB での解約受付はできません。

FAX 申込もしくは書面にて解約申し込みをお願いします。

FAX の場合

FAX 到着確認連絡をお願いします。当社にて受信確認が取れた日が解約受付日となります。

ご持参・郵送の場合

ご持参の場合はご持参された日、郵送の場合は消印日が解約受付日となります。受付日より 1 カ月間後が最短解約日となります。

例) ご持参日・消印日 2021 年 05 月 15 日→最短解約日 2021 年 6 月 14 日

2. 【退去立会い】

□ 全てのお荷物を搬出していただき、お部屋が空の状態です。弊社の退去立会担当者と室内の確認を行います。なお、ご契約者様のご希望により、「退去立会を行わない事」も承っております。

□ 退去立会日に荷物の搬出がなされていないことにより、退去立会が出来ず、解約日を超える場合には、別途日割り賃料が発生しますので予めご了承ください。

□ ご用意いただくもの

・ 敷金預かり証（預託者のみ）

※ 法人契約で入居様お立会いの場合は、敷金預かり証は不要です。法人様より直接ご返却頂きます。

・ 認印

・ 預託鍵（スペア含む）・各種取扱説明書・室内備品（エアコンのリモコン等）

□ 水曜日・祝祭日は定休日となっておりますので、退去立会日の設定が出来ません。

□ 退去立会の時間は 10 時・13 時・15 時の中からお選びください。

□ ご解約日が弊社定休日に該当する場合、翌営業日まで退去立会日の設定が可能ですので、ご調整頂きますようお願いいたします。

□ 月末・土曜日・日曜日は特に立会が集中する為、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

□ 退去立会日のご解約日以前でも、解約日分まで賃料等が発生します。

預託鍵の返却後は、解約日以前であっても、当社指定の原状回復業者にて原状回復工事等を行います。

□ 引越しサービス担当部署より、引越し業者のご案内をさせていただく場合がございます。

□ 退去立会（明渡し）に関する業務（個人情報の取り扱いを含む）を当社指定の原状回復業者へ委託することがありますが、当社の責任において当該委託先に対し適切な管理監督を行います。

□ 「退去立会を行わない」場合は解約日までにお引越しを終わらせていただき、最終入室時に玄関を施錠したうえで玄関ポストへ全ての鍵と敷金預かり証（預託者のみ）を投入くださるようお願いいたします。

その後の流れに関しましては以下の通りでございます。

① 解約日以降、弊社スタッフのみで弊社保管の管理鍵で玄関を開錠し室内チェックを行います。この際、玄関ポストの中の鍵と敷金預かり証を回収いたします。

② 室内チェック後、契約書・修繕負担特約の内容に則り、原状回復工事に伴う見積書を作成し、お客様の転居先に郵送させていただきます。

③ 工事内容・負担額についてお客様より承諾を得ましたら精算処理をさせていただきます。ただし、精算処理は工事完了後となりますことを予めご了承ください。

3. 【原状回復】

□貸室賃貸借契約書に記載のとおり、ご退去時には使用頂いた貸室等を原状回復して頂く必要がございます。この費用は、敷金と差し引き計算し、余剰金がある場合はご返金、不足が生じた場合は、追加支払いを頂きます。

4. 【敷金等の精算】

□敷金等の返金口座はご契約者様に限らせていただきます。

□原状回復工事完了後の精算となります為、退去立会後に工事内容のご確認を頂いた後、概ね1ヶ月から2ヶ月のお時間を頂きます。

□ご精算時のお振込手数料はご入居者様のご負担となります。

5. 【お引越し前の確認】

□引越し業者の手配

2月末～4月上旬まで引越しのピークとなります。早めにご予約の手配をお願いします。

□学校などの転校手続き

まずは在学している学校に確認いただき、各自治体に手続きが必要となります。

□不用品、粗大ごみなどの処理手配 ※ご解約日以降は、「粗大ごみ」は一切出せません。

お住いの自治体清掃担当部署に連絡しご確認ください。引き取りまでに時間がかかることもございます。早めに手配をお願いします。

□ケーブルTV・インターネット回線解約

ご自身で引き込まれた回線は撤去しなければなりません。また、受信機・録画機・モデム等のレンタル備品も入居者様で返却手続きをお願いします。弊社との立会日以降のネット撤去工事の場合は、弊社にて立会代行が可能ではありますが、別途立会代行料が発生致します。ご希望の立会日時でご予約できないことも多いようなので、早めにご契約会社へのご連絡をお願いします。

□固定電話の移転

ご契約先に引越しの旨をお知らせし、取外し・取付けの手配をお願いします。

□各自治体での手続き（自治体により異なるため、各自治体へご自身にてお問合せください。）

- ・転居届・・・同じ市町村内でお引越しされる方
- ・転出届・・・別の市町村へお引越しされる方
- ・転入届・・・別の市町村へお引越しされる方
- ・印鑑登録・・・転出届を出し、印鑑登録カードを返却すると消去されます。
- ・国民健康保険・保険証、印章を持参し、転出届を出し保険証を返却します。
- ・福祉関係・・・児童手当等の手続きをします。

□郵便物等の転送届

転送届の手続きをお願いします。退去後に届いた郵便物や宅配物等はお預かりいたしかねま

す。

□金融機関・保険・クレジット会社などの住所変更

ご自身で利用されている金融機関への住所変更等のお届け・家財保険・生命保険等の手続きは証券をご確認して頂き、解約や住所変更の手続きをお願いします。

※「アメニティークラブ」へ加入されている方は、自動解約されるため手続きは必要ございません。

□電気・ガス・水道 公共料金解約手続き

遅くともお引越しの3日前までに手続きをお願いします。プロパンガスをご利用の場合、立会が必要となる場合がありますのでご注意ください。

□ブレーカー・アンペア変更

・冬季（12月～3月）は給湯器凍結の恐れがある為、電気ブレーカーは立会日まで落とさないでください。

・入居時ブレーカーのアンペアやエアコンのコンセントのボルト数を変更されている方は事前に東京電力や電気屋さんへ変更の手配をお願いします。

□警備会社(ALSOK 等)をご契約されている方

ご契約者様自身で、各警備会社と契約している場合、解約に伴いご連絡が必要になりますので、警備会社へ解約のご連絡をお願いします。

□設備点検について

お引越される前に、電気式浴室換気乾燥機・電気式食洗器の長期使用製品安全点検（対象物件の方のみ）を実施させていただく場合がございます。その際は点検立会のご連絡がメーカーより入りますので、日程をご調整頂き、設備点検のご協力をお願いします。